

熱中症に関する政府の取組の概要

1. 気象情報の提供、注意喚起

気温の観測・予測情報の提供、注意喚起
(気象庁)



暑さ指数の情報提供
(環境省)



2. 予防・対処法の普及啓発

熱中症予防強化月間の設定(関係省庁連絡会議)

日常生活における対策(厚生労働省、環境省、気象庁)

学校現場における対策(文部科学省)

職場における対策(厚生労働省)

農業現場における対策(農林水産省)

広報活動における対策(環境省)

シンポジウムの実施(環境省)

関連施策:ヒートアイランド対策(国土交通省)

外国人旅行者を対象とした対策(観光庁)

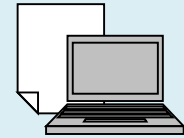
3. 発生状況等に係る情報提供

熱中症による救急搬送状況等
(消防庁)

学校管理下における熱中症の発生状況等(文部科学省)

職場における熱中症による死傷災害発生状況(厚生労働省)

熱中症による死亡者数(厚生労働省)



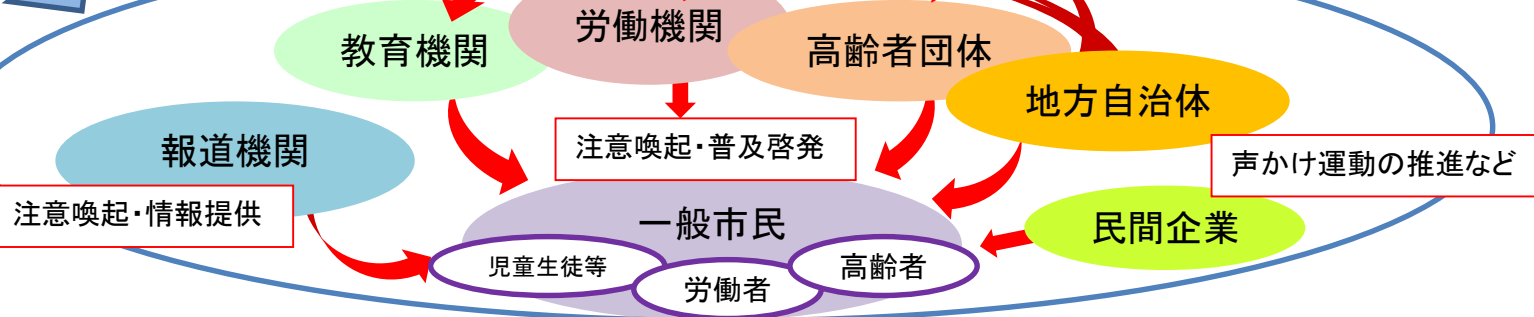
4. 調査研究等の推進 (環境省)



報道機関等への情報配信など

マニュアル、ポスター、パンフレット、カード等の配布

ホームページ上での公開



注意喚起の徹底、予防・対処法の普及啓発の推進